

## 公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じ、東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表する。

平成 27 年 8 月 5 日

東御市長 花岡 利夫



**東御市生ごみリサイクル施設  
整備運営事業**

**特定事業の選定について**

**平成27年8月**

**東御市**



## 1 事業概要等

本事業は、東御市において発生する生ごみをリサイクルするため、市内全域を対象としたシステムの構築とリサイクル拠点作り具体的には、堆肥化事業を行なうことを目的としている。

本事業は、民間事業者が、市の所有となる生ごみリサイクル施設の設計・建設及び運営を一括して受託するD B O（Design Build Operate）方式により実施する。

### (1) 施設概要

建設予定地	長野県東御市田中4 1 5 - 1 及び4 1 6
施設規模	生ごみリサイクル施設：約4.1t/日
処理対象ごみ	・家庭系生ごみ ・事業系生ごみ

### (2) 事業内容

#### ア 事業方式

本事業は、市の所有となる施設について事業者が設計・建設業務及び運営業務を一括して契約するD B O方式とする。

#### イ 契約の形態

市は、本事業について事業者が設計・建設業務及び運営業務を一括して契約するために、事業者と本事業に係る基本契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、市は基本契約に基づき、S P Cと本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

#### ウ 事業期間

(ア) 設計・建設期間：平成28年4月1日から平成29年11月30日まで

(イ) 運営期間：平成29年12月1日から平成45年3月31日までの15年4ヶ月

#### エ 事業者の収入

(ア) 設計・建設業務に係る対価

市は、設計・建設業務に係る対価について、基本的に年度ごとの出来高に応じて、建設事業者を支払う。

(イ) 運営業務に係る対価

市は、運営業務に係る対価を委託料として運営期間にわたり S P C に支払う。委託料は、固定料金と変動料金（生ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

委託料は、毎年、物価の変動等に対応して、見直しを行うものとする。なお、見直し方法については、特定事業契約に基づく協議によりあらかじめ定める指標に基づき見直しを行うものとする。

## 2 市が直接事業を実施する場合とDBO事業で実施する場合の評価

### (1) 評価方法

本事業をDBO事業で実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ア DBO事業として実施することの定性的評価
- イ 市の財政負担見込額による定量的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出することにより評価を行った。

### (2) DBO事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有する専門性やノウハウを活かした良質なサービスを、安定的かつ継続的に提供することが期待できる。特に、長期に渡る施設の安定的稼働、臭気・ハエの発生などの周辺に影響を及ぼさない施設の運営、サービスの提供等が期待できる。

### (3) 市の財政負担見込額による定量的評価

#### ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

#### (ア) 事業費等の算出方法

項目	市が直接実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①設計・建設業務に係る費用の算出方法	設計・建設費	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が直接実施する場合の費用は、メーカー見積もりを参考に設定。</li> <li>・DBO事業として実施する場合の費用は、市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定。</li> </ul>
②運營業務に係る費用の算出方法	人件費 点検補修費 用役費	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が直接実施する場合の費用は、メーカー見積もりを参考に設定。</li> <li>・DBO事業として実施する場合の費用は、市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定。</li> </ul>

項目	市が直接実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
③資金調達に係る費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金については、プラントメーカーの見積から対象額を設定し、1/3を乗じて設定。</li> <li>・起債について、交付金対象内については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外については75%を充当する。償還期間15年（据置3年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。</li> </ul>
④施工監理費用	施工監理費	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設費を踏まえて設定。</li> </ul>
⑤その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費 SPC経費 SPC利益・法人税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DBO事業として実施する場合には、DBO事業実施に係るアドバイザー費、モニタリング費、SPC経費、SPC利益・法人税等を計上。</li> </ul>

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	2.46%	・直近の「長期国債表面利率」及び「GDPデフレーター」
②物価上昇率	—	・物価変動は考慮しない
③リスク調整値	—	・公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については、定性的効果として認識

VFM (Value for Money) : 支払に対して最も価値の高いサービスを提供する考え方のこと。ここでは、市が直接実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政支出の差額を意味している。

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、市が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算の上、比較すると、以下のとおりである。

市が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政支出

項目	値	備考
①市が直接実施する場合の 財政負担額（現在価値ベース）	1,011 百万円	・交付金を控除済み
②DBO事業として実施する場合の 財政負担額（現在価値ベース）	996 百万円	・交付金を控除済み

③VFM（金額）	16 百万円	・ ①－②
④VFM（割合）	1.55%	・ ③÷①

（４）事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制及び顕在化時被害額の抑制が期待できる。

### 3 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約1.55%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク管理も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。

東御市 市民生活部生活環境課  
クリーンリサイクル係

〒389-0516

長野県東御市田中656-2

電話 : 0268-63-6814

E-mail : clean-center@city.tomi.nagano.jp